

NISA口座での投資信託取引に関するご留意事項

株式会社 三井住友銀行

2024年以降の新しいNISA口座でのお取引に関するご留意事項です。ご確認ください。

①	NISA口座の開設について	・日本国内にお住まいの18歳以上の個人のお客さまが対象 ・全ての金融機関を通じ、同一年において1人につき1口座 (金融機関の変更を行った場合を除く)
---	---------------	--

NISA口座は、日本国内にお住まいの18歳以上（その年1月1日時点）の個人のお客さまが開設できます。また、全ての銀行や証券会社等の金融機関を通じ、同一年において1人につき1口座しか開設できません。一定の手続の下で、金融機関の変更が可能です。金融機関の変更を行い、複数の金融機関でNISA口座を開設したことになる場合でも、各年において1つのNISA口座でしか公募株式投資信託等（※）を購入することができません。また、NISA口座内の公募株式投資信託等を変更後の金融機関に移管することもできません。

なお、金融機関を変更しようとする年分の年間投資枠で既に公募株式投資信託等を購入していた場合（分配金の再投資を含む）、その年分について変更（異なる金融機関にNISA口座を開設）することはできません。

※金融機関によって、取り扱うことのできる金融商品の種類およびラインアップは異なります。当行では、税法上の公募株式投資信託のみ取り扱っております

②	NISA口座開設後に否認となった場合の取扱	NISA口座は無効となり、残高は課税口座に移管し、利益は遡及して課税される
---	-----------------------	---------------------------------------

事後的に二重口座であったことが判明しNISA口座開設が否認された場合は法令等に基づいてNISA口座を廃止し、お客さまに通知書を交付します（当行が税務署の審査結果を受領してから通知書をお客さまに交付するまでには一定の期間を要します）。廃止されるまでのお取引については遡求して課税されることとなり、それぞれ以下の通り取り扱います。

- ・残高…特定口座等（※）に移管します。また、当初募集期間中のお申込についても特定口座等（※）でのお取引となります。
- ・分配金（配当所得）…当初から一般口座での取扱となり、配当所得に対する税額はお客さまの預金決済口座から引き落とします。
- ・売買益（譲渡所得）…当初から一般口座での取扱となり、お客さまご自身での確定申告が必要となります。
- ・投信自動積立（成長投資枠）…投信自動積立は継続され、特定口座等（※）でのお取引となります。
- ・投信自動積立（つみたて投資枠）…投信自動積立は自動的に中止されます。

※特定口座をお持ちでない場合は一般口座

③	NISA口座廃止後の再開設申込	NISA口座を利用しようとする年の9月30日まで
---	-----------------	--------------------------

他の金融機関や当行のNISA口座を廃止、または金融機関変更の手続を行い廃止通知書を受領され、当行で再開設する場合には、当該廃止通知書のご提出が必要となります。

この場合、NISA口座を利用しようとする年の9月30日までに、NISA口座の開設をお申込ください。また税務署の審査結果に基づいて非課税口座を開設するため、一定期間を要します。口座開設手続完了次第、NISA口座開設のご案内を送付します。

④	N I S A口座での損失	損失は税務上ないものとされ、特定口座等で生じた 配当・譲渡益との損益通算は不可
---	----------------------	--

N I S A口座における配当所得および譲渡所得等は収益の額にかかわらず全額非課税となりますが、その損失は税務上ないものとされるため、特定口座や一般口座で保有する他の公募株式投資信託等の配当所得および譲渡所得等との通算はできません。損失の繰越控除もできません。

また、N I S A口座内の残高を課税口座に払い出した場合は、当該払い出された公募株式投資信託等の取得価額は払出日における時価となり、払出日に価格が下落していた場合でも、当初の取得価額と払出日の時価との差額に係る損失はないものとされます。

⑤	S M B Cダイレクトでの 取引制限	・原則、N I S A口座開設日から一定期間はS M B Cダイレクト での購入等不可 ・当面の間、つみたて投資枠／成長投資枠でのN I S A預り残高は S M B Cダイレクトでの解約取引不可
---	--------------------------------	---

N I S A口座開設日から一定期間（※）、N I S A口座を利用した投資信託の購入や投信自動積立の契約は店頭書面受付に限ります。当該期間はS M B Cダイレクトでの、N I S A口座を利用した投資信託の購入や投信自動積立の契約はできません。

また2024年以降のN I S A口座でご購入いただいた公募株式投資信託等については、当面の間S M B Cダイレクトでは解約できません。店頭またはお電話にてお手続きください。

S M B Cダイレクトでの解約手続きを含む、最新の利用可能な手続きについては、当行ホームページをご確認ください。

※ S M B Cダイレクト トップ> 所有口座一覧> 投資信託 残高・明細の照会口座欄に「N I S A口座」と表示された後は、S M B CダイレクトでのN I S A口座を利用した投資信託の購入や投信自動積立の契約が可能となります

⑥	年間投資枠と非課税保有限度額	年間投資枠（つみたて投資枠：120万円／年、成長投資枠： 240万円／年）と非課税保有限度額（両枠合算で1,800 万円、うち成長投資枠1,200万円）が設定される
---	-----------------------	---

N I S A制度では、年間投資枠（つみたて投資枠：120万円／年、成長投資枠：240万円／年）と非課税保有限度額（両枠合算で1,800万円、うち成長投資枠1,200万円）の範囲内で購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得等が非課税となります。

年間投資枠は受渡日基準で算定され、年を跨いだ取引については翌年の年間投資枠を費消します。

非課税保有限度額については、N I S A口座内の公募株式投資信託等を解約した場合、当該解約した公募株式投資信託等が費消していた非課税保有限度額の分だけ減少し、その翌年以降の年間投資枠の範囲内で再利用することが可能となります。

またN I S A口座内で乗換えやスイッチングをした場合や、成長投資枠の残高から発生する収益分配金を再投資した場合も、その分の年間投資枠および非課税保有限度額を費消することになります。

なお、分配金のうち、元本払戻金（特別分配金）は、投資した元本の一部払い戻しとみなされ、そもそも非課税であることから、制度上のメリットを享受することができないことにご留意ください。

⑦	N I S A口座での購入取引	年間投資枠超過分は課税口座にて受入
---	------------------------	--------------------------

年間投資枠または非課税保有限度額を超過した新規投資額は、課税口座（特定口座や一般口座）で受け入れます。また、注文が複数競合する場合、いずれの注文をN I S A口座に受け入れるかについては、当行の仕様によるものとします（原則、手続日が早い取引から順に、年間投資枠に充当されます。また、手続日が同一の場合は、新規購入、再投資の順に年間投資枠に充当されます。但し、原則通りとならない場合もありますのでご了承ください）。

⑧	N I S A口座での解約取引	解約手続は預り区分ごと
---	------------------------	--------------------

当行のN I S A口座で保有している公募株式投資信託等を解約する場合には、預り区分（※）毎の解約となります。同一の預り区分内においては、先に取得したもものから解約することとさせていただきます。

※当行のN I S A口座での預り区分は以下4種類となります。

N I S A（旧制度）／つみたてN I S A（旧制度）／N I S A（成長投資枠）／N I S A（つみたて投資枠）

なお、旧制度とは、2023年末までのN I S A制度を指します。

⑨	基準経過日における確認	基準経過日における各種確認が必要
---	--------------------	-------------------------

制度上、N I S A口座にはじめてつみたて投資枠を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日（以下、基準経過日といいます）におけるお客さまのお名前、ご住所について確認が求められます。基準経過日から1年を経過するまでの期間が確認期間とされており、その間に当該確認ができない場合には新たにN I S A口座を利用した取引ができなくなりますのでご注意ください。お届け内容の変更がございましたら、速やかに当行へご連絡ください。

⑩	出国時の手続	出国前に「出国届出書」の提出が必要
---	---------------	--------------------------

N I S A口座を開設頂いているお客さまが出国により非居住者となる場合、出国前に当行に「出国届出書」をご提出いただく必要があります。この場合、N I S A口座は廃止され、N I S A口座内の公募株式投資信託等は課税口座に移管されます。

⑪	【成長投資枠】 対象商品について	成長投資枠の対象商品はN I S A制度の目的（安定的な資産形成） に適したものに限られる
---	-----------------------------	--

当行で取り扱っている公募株式投資信託等のうち、信託期間20年未満、毎月分配型、デリバティブ取引を用いた一定の投資信託等は、成長投資枠で買付可能な商品から除外されています。

最新の対象商品情報は、当行ホームページをご確認ください。

⑫	【つみたて投資枠】 対象商品について	つみたて投資枠の対象商品は長期の積立・分散投資に適した一定の 投資信託に限られる
---	-------------------------------	---

つみたて投資枠で買付可能な商品は、長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託に限られます。

なお、当該公募株式投資信託の販売手数料、口座管理料および解約手数料はかかりません。

最新の対象商品情報は、当行ホームページをご確認ください。

⑬	【つみたて投資枠】 信託報酬等の通知	概算値を年1回通知
---	-------------------------------	------------------

つみたて投資枠に係る積立契約（累積投資契約）によりNISA口座で買い付けた投資信託の信託報酬等について、国の定める所定の計算を実施して算出した概算値を年1回通知します。

⑭	【つみたて投資枠】 買付方法について	積立契約（累積投資契約）に基づく定期かつ継続的な方法による買付けを行うこと
---	-------------------------------	--

つみたて投資枠は、つみたて投資枠に係る積立契約（累積投資契約）に基づく定期かつ継続的な方法による買付け（投信自動積立での積立）でのみ利用可能です。

投資信託総合取引約款・規定集等の定めにかかわらず、当行で、つみたて投資枠の年間投資枠を利用する場合、毎月の積立金額や取引の通知方法等に条件があります。

〈つみたて投資枠での積立を利用する場合の主な条件〉

- ・毎月の積立金額の合計は1万円以上10万円以下で、1万円単位で設定が可能です。
- ・毎月の指定引落日は、10日とします。
- ・つみたて投資枠を利用する投信自動積立のお申込には、eレポートサービス（※）の契約が必要となります。ご契約いただくと、投資信託、外貨預金、債券等に関するお取引の内容がeレポートサービスで通知されます（投資信託の場合、課税口座、NISA口座に関わらず、eレポートサービスでの通知となります）。
- ・つみたて投資枠を利用した積立において収益分配金が出た場合は預金決済口座へ入金します（再投資は行いません）。
- ・つみたて投資枠を利用した積立開始後、当月の中止・変更を行う場合は、引落日の3営業日前までにお手続きいただく必要があります。手続期限を超えた場合は、当月の積立契約の中止・変更は受付できません。
- ・NISA口座廃止時は、つみたて投資枠に係る積立を中止します。また、申込内容の不備等でNISA口座の作成ができなかった場合、受付した積立契約は無効とし、この場合も、受付した積立を中止します。

※ eレポートサービスは、はがきや封書でお送りしている各種取引の報告書やお取引レポート等をPDF形式の電子ファイルでのご提供に切り替え、SMB Cダイレクト（インターネットバンキング）から閲覧いただくサービスです

⑮	【ジュニアNISA】 ジュニアNISAでの取引	2023年までに当行でジュニアNISA口座をお申込みいただいた お客さまのみ
---	------------------------------------	---

3月31日において18歳である年（基準年）の前年12月31日までの間は、ジュニアNISA口座からの払出をする場合にはジュニアNISA口座の廃止が必要となりますが、過去の取引について遡求して課税されることはありません。払出は本人が未成年の間は法定代理人、成人後は本人に行っていただき、それ以外の方が払出手続を行うことはできません。法定代理人による払出について、当行は本人の同意があること、払い出される資金が本人のために使われること、払出を行った資金が本人に帰属することを確認いたします。なお、他の口座への振替等による払出は本人名義の口座に限ります。

このご案内は作成時点における法令その他の情報に基づき作成しており、
今後の改正等により取扱が変更となる可能性があります。